

# 速度取締り指針

## 三戸警察署の速度取締り重点

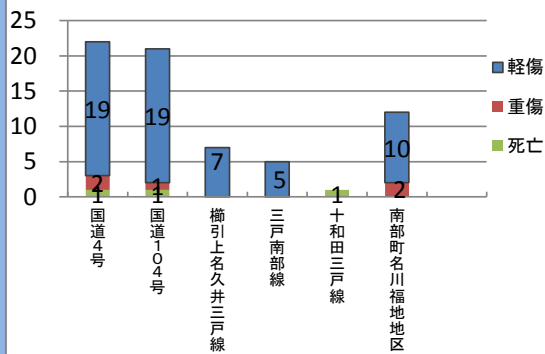
重点路線・地区	区 域	規制速度
国道4号	管内全域	50・60km/h
国道104号	管内全域	50・60km/h
県道櫛引上名久井三戸線	主に三戸町	40・50km/h
県道三戸南部線	主に南部町	40km/h
十和田三戸線	主に三戸町	50km/h
南部町名川福地地区	名川・福地駐在所管内	40・

※ 原動機付自転車の規制速度は30km/hです。

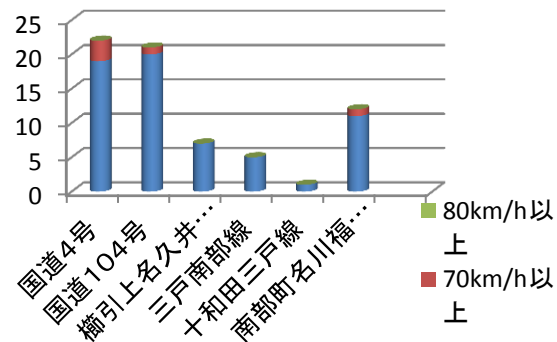
★ 重点路線以外の場所であっても、取締りを実施することがあります。

## 三戸警察署管内における交通事故実態(過去3年・7月～12月分)

路線地区別交通事故発生状況



路線地区別危険認知速度状況



▼ 国道4号での発生が最も多く、国道104号での発生も多い ▼ 国道4号、国道104号での危険認知速度が高い

※ 危険認知速度とは、運転者が相手を認め、危険を感じたときの速度で、速度が高くなると死亡率が高くなります。

- 人身交通事故は76件発生し、うち死亡事故が3件、重傷事故が7件発生
- 死亡事故は国道4・104号で各1件、主要地方道で1件発生
- 重傷事故は国道4号で2件、国道104号で1件、南部町名川福地地区で2件発生

### その他の交通指導取締り要点

- 悪質性・危険性の高い飲酒運転や無免許運転、交通事故に直結する速度違反、信号無視や一時停止違反前方注視の原因となる携帯電話使用等違反及び被害軽減効果を図るためにシートベルト等着用違反の取締りを強化します。
- 学校周辺の通学路では、児童保護のため速度違反、歩行者妨害違反の取締りを行い、商店街などの交通量の多い場所を中心に自転車利用者に対する指導を強化します。
- 運転者への注意喚起を図るため、重点路線を中心にパトカーによる警戒走行・駐留警戒活動を実施します。

交通指導取締りは、交通事故の抑止と被害の軽減を図る目的で実施しています。